

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年6月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
厚生年金保険関係	5件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900253 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100011 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 19 年 4 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 4 月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 4 月の訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 19 年 4 月	30 万円	41 万円	44 万円
平成 19 年 5 月から同年 8 月まで	30 万円	44 万円	—
平成 19 年 9 月から平成 20 年 3 月まで	30 万円	41 万円	—

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) については、請求者が提出した給与明細書及び平成 19 年分給与所得の源泉徴収票、A 社が提出した請求者に係る平成 19 年度の賃金台帳並びに日本年金機構が保管する平成 20 年度の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる

請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成19年4月から平成20年3月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書、源泉徴収票及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成19年4月から平成20年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成19年4月	30万円	41万円	44万円
平成19年5月から同年8月まで	30万円	44万円	—
平成19年9月から平成20年3月まで	30万円	41万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 請求期間のうち、平成19年4月については、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書及び賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000084 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100012 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成15年12月から平成19年3月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年12月から平成19年3月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成15年12月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成15年12月、平成22年4月から平成23年10月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年12月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額、平成22年4月から平成23年10月までの標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成15年12月、平成22年4月から平成23年10月までの訂正後の標準報酬月額(第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額(平成15年12月は第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成15年12月	28万円	34万円	36万円
平成16年1月から同年8月まで	28万円	36万円	—
平成16年9月から平成18年4月まで	28万円	38万円	—
平成18年5月から平成19年3月まで	28万円	36万円	—
平成22年4月から同年8月まで	36万円	—	41万円
平成22年9月から平成23年8月まで	36万円	—	38万円
平成23年9月及び同年10月	41万円	—	47万円

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月21日から平成19年4月1日まで
② 平成22年4月1日から平成23年11月1日まで

A社に勤務していた請求期間①及び請求期間②の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かっ

た。

請求期間①及び請求期間②について、実際の厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した給与明細書及びB銀行が提出した請求者に係る預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる金額）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、次の表の第一欄に掲げる平成15年12月から平成19年3月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成15年12月から平成19年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成15年12月	28万円	34万円	36万円
平成16年1月から同年8月まで	28万円	36万円	—
平成16年9月から平成18年4月まで	28万円	38万円	—
平成18年5月から平成19年3月まで	28万円	36万円	—
平成22年4月から同年8月まで	36万円	—	41万円
平成22年9月から平成23年8月まで	36万円	—	38万円
平成23年9月及び同年10月	41万円	—	47万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成15年12月については、前述の給与明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

また、請求期間②については、前述の給与明細書、請求者及びA社が提出した賃金台帳によ

り確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、平成 22 年 4 月から平成 23 年 10 月までの標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成 15 年 12 月、平成 22 年 4 月から平成 23 年 10 月までの期間については、前述の給与明細書及び賃金台帳により、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額（平成 15 年 12 月は第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額）を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額（平成 15 年 12 月は第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額）を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間②については、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合であるところ、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる請求期間②に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000291 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100013 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 12 月の標準賞与額 37 万 6,000 円、平成 28 年 4 月の標準賞与額 28 万 3,000 円及び同年 7 月の標準賞与額 27 万 7,000 円については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 12 月 10 日
② 平成 28 年 4 月 8 日
③ 平成 28 年 7 月 8 日

厚生年金保険の記録によると、A 社において、産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された請求期間①、②及び③に係る賞与の記録が漏れているので、当該賞与を標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額（請求期間①は 37 万 6,000 円、請求期間②は 28 万 3,000 円及び請求期間③は 27 万 7,000 円）は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

一方、A 社が提出した請求者の請求期間①、②及び③の賞与に係る資料によると、上記の標準賞与額に見合う賞与が支給されていることが確認できる。

また、請求期間①については、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく産前産後休業期間中（平成 27 年 * 月 * 日から平成 28 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できるところ、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

さらに、請求期間②及び③については、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 28 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できるところ、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

これらの規定に基づくと、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在せず、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されず、同条本文該当と記録したことは誤りであることから、請求者の請求期間①の標準賞与額 37 万 6,000 円、請求期間②の標準賞与額 28 万 3,000 円及び請求期間③の標準賞与額 27 万 7,000 円については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000292 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100014 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 12 月の標準賞与額 51 万 4,000 円、平成 28 年 4 月の標準賞与額 34 万 8,000 円、同年 7 月の標準賞与額 30 万 3,000 円及び平成 29 年 12 月の標準賞与額 31 万 5,000 円については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 12 月 10 日
② 平成 28 年 4 月 8 日
③ 平成 28 年 7 月 8 日
④ 平成 29 年 12 月 8 日

厚生年金保険の記録によると、A 社において、産前産後休業期間及び育児休業期間中に支給された請求期間①から④までに係る賞与の記録が漏れているので、当該賞与を標準賞与額の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額（請求期間①は 51 万 4,000 円、請求期間②は 34 万 8,000 円、請求期間③は 30 万 3,000 円及び請求期間④は 31 万 5,000 円）は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

一方、A 社が提出した請求者の請求期間①から④までの賞与に係る資料によると、上記の標準賞与額に見合う賞与が支給されていることが確認できる。

また、請求期間①及び④については、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく産前産後休業期間中（平成 27 年 * 月 * 日から平成 28 年 * 月 * 日まで及び平成 29 年 * 月 * 日から平成 30 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できるところ、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

さらに、請求期間②及び③については、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 28 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できるところ、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に

係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

これらの規定に基づくと、請求者の請求期間①から④までの標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在せず、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されず、同条本文該当と記録したことは誤りであることから、請求者の請求期間①の標準賞与額 51 万 4,000 円、請求期間②の標準賞与額 34 万 8,000 円、請求期間③の標準賞与額 30 万 3,000 円及び請求期間④の標準賞与額 31 万 5,000 円については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000302 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100015 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 17 年 11 月から平成 19 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 11 月から平成 19 年 3 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 17 年 11 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 11 月から平成 19 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 18 年 6 月から同年 11 月まで及び平成 19 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 6 月から同年 11 月まで及び平成 19 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 18 年 6 月から同年 11 月まで及び平成 19 年 1 月から同年 3 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 17 年 11 月から平成 18 年 4 月まで	26 万円	32 万円	—
平成 18 年 5 月	26 万円	38 万円	—
平成 18 年 6 月及び同年 7 月	26 万円	36 万円	38 万円
平成 18 年 8 月	26 万円	34 万円	38 万円
平成 18 年 9 月から同年 11 月まで	26 万円	34 万円	36 万円
平成 18 年 12 月	26 万円	36 万円	—
平成 19 年 1 月から同年 3 月まで	26 万円	34 万円	36 万円

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 11 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日まで

A 社の定年退職者の標準報酬月額が相違している期間があることが分かり、同様に、私が同社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）について、請求者が提出した給与明細書及び賃金台帳並びにA社が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成17年11月から平成18年4月まで	26万円	32万円	—
平成18年5月	26万円	38万円	—
平成18年6月及び同年7月	26万円	36万円	38万円
平成18年8月	26万円	34万円	38万円
平成18年9月から同年11月まで	26万円	34万円	36万円
平成18年12月	26万円	36万円	—
平成19年1月から同年3月まで	26万円	34万円	36万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成18年6月から同年11月まで及び平成19年1月から同年3月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及び賃金台帳並びにA社が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書及び賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000183 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100006 号

第 1 結論

昭和 51 年 5 月から昭和 56 年までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 5 月から昭和 56 年まで

昭和 51 年 5 月に実家である A 町へ結婚と同時に帰ったものの、仕事がまともになく、母と叔母が私の国民年金保険料を支払った。役場の人が請求に来た鮮明な記憶があるので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った際には、加入者に対し国民年金の記号番号が払い出されるところ、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金に加入した日は平成 17 年 9 月 1 日とされており、それより前に請求者に対して国民年金の記号番号が払い出された事実は確認できない上、日本年金機構は、請求者に対して確認できる基礎年金番号(*)以外の国民年金の記号番号の払出しについては「無」と判断する旨回答している。

また、請求者の請求期間における住所地は、B 市、A 町 (平成 3 年 2 月に C 市に編入合併) 及び C 市であるところ、B 市及び C 市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入記録及び記号番号が払い出された事実は確認できない旨回答している。

以上のことから、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000349 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100007 号

第 1 結論

昭和 54 年 3 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 3 月から同年 9 月まで

私は、結婚して少しした頃に、自宅を訪問した区役所の人に加入を勧められて国民年金に加入した。請求期間の国民年金保険料についても納付したはずなので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金の記号番号(*)は、日本年金機構が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録で確認できる当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 56 年 1 月頃に A 市 B 区において払い出され、その際に、昭和 54 年 3 月に遡及して被保険者資格を取得する事務処理が行われたと考えられることから、当該事務処理時期を基準とすると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

しかしながら、A 市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録については、資料の保管がなく確認できないとしており、同市 B 区作成の国民年金被保険者名簿及び日本年金機構が保管する国民年金被保険者台帳によると、請求者の請求期間に係る保険料が納付されていた形跡はなく、これらの記録はオンライン記録と一致している。

なお、請求者が所持する領収証書により、請求期間直後の昭和 54 年 10 月分から同年 12 月分までの国民年金保険料が昭和 57 年 1 月 26 日に過年度納付されていることが確認できるが、当該過年度納付時点において、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、日本年金機構は、A 市 C 区及び同市 B 区における国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、*以外に請求者へ払い出された番号はない旨回答しており、社会保険オンラインシステムにより氏名による検索を行ったものの、請求者に別の国民年金の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。